令和２年４月１日からの公共施設使用料の改定について

　　令和２年４月１日利用分からの公共施設使用料を改定します。

多摩市には多種多様な公共施設が整備され、その維持管理や運営に要する経費は、市民の皆さんからの税金と施設を利用する方からの使用料等によって賄われています。

　　市では、将来にわたって施設を適正に維持していくために、負担を分かち合っていくという観点から、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」を策定しています。そのなかで、使用料算定の基本ルールや、各施設の性質等を考慮した負担割合、使用料を４年ごとに見直すこと、使用料のしくみを広く公表すること、などを定めています。

※「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」や「使用料見直しにあたっての考え方」の詳細につきましては、窓口に設置している冊子にてご確認下さい。

１．屋外体育施設の利用に要する経費（平成27～29年度の経費の１年あたりの平均額）

　　利用に要する経費（お支払頂いた使用料の充当先）の内容は以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費の項目 | | 項目の内容 | 施設の利用に要する経費（千円） |
|  | 人件費 | 管理運営に係る人件費 | 25,679 |
| 物件費 | 消耗品や光熱水費、維持管理や運営に係る委託料等 | 34,278 |
| 維持補修費 | 施設を維持するための補修費等 | 3,291 |
| 補助費 | 火災保険料等 | 14 |
| 維持管理・運営に係る経費 | | 施設の維持管理や運営のために、直接的に要した経費 | 63,262 |
| 施設整備に係る経費 | | 建設（大規模改修）に係る減価償却費や地方債等の借金にかかる利子 | 0 |
| 合計 | | | 63,262 |

　　※施設で行われる催しなどに要する経費は除外しています。

２．当施設の使用料の設定と現状について

　（１）当施設は「基本ルールによらない算定を認める施設」となっており、他市の類似施設（又は近傍価格）と比較して価格を設定しています。

　（２）当施設の性質別分類は「Ｄ」のため、利用者負担割合は７５%（残る２５%は税での負担）とすることが基本的な考え方となっています。

（３）経費に係る財源の内訳

　現在（平成29年度）は、使用料で賄っている割合が、基本方針で定められた利用者負担割合の75％とほぼ同じとなっています。これはグラウンド等の土地工事に係る経費等が施設整備の経費として含まれていないことと他市の類似施設と比較して価格設定しているためです。

今後も節電等による経費削減に取り組みながら、施設の適正な維持管理・運営に努め、より多くの方にご利用いただけるよう取り組んでいきます。